

新潟市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月 1 日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 31 号

新潟市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市総合福祉会館条例施行規則（平成10年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第17条の見出し中「及び公表」を削り、同条中「、かつ、市公報への登載その他の方法により公表し」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。